

障がいのある人もない人も みんなが暮らしやすいまちへ



小城市では、障がいの有無にかかわらず、誰もがお互いに尊重しながら暮らす共生社会の実現に向けて
手話言語・障がい者コミュニケーション条例を制定しました。

市の取り組み

意思疎通支援事業 **拡充**

公的機関への相談や、病院受診などで手話通訳や要約筆記を必要とする人に手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を行っています。今後、利用範囲を広げ、より利用しやすい事業にしていきます。

手話奉仕員養成講座

聴覚障がい者への理解を深め、手話で日常会話ができるようになることを目指し、毎年養成講座を開催しています。

今年度の募集は終了しましたので、来年度、手話に興味のある人は、ぜひご参加ください。



今年度開催の様子



耳マークの設置

各課窓口にて耳マークの立て札を設置しています。筆談しますのでお申し出ください。耳マーク



コミュニケーションボードを作成しました

新スタート

今後、さまざまな場面を想定したコミュニケーションボードの作成に取り組みます。



軟骨伝導式集音器を購入しました

新スタート

高齢障がい支援課窓口にて設置しています。必要な人はお申し出ください。



手話奉仕員登録者数 **80人!**
(平成28年度～令和6年度)

ほかにも、いろいろなサービスがあります。

詳しくはこちら



9月23日は手話言語の国際デーです

手話言語の国際デーとは、毎年9月23日に国際ろう者週間とともに世界中で祝われる手話普及とろう者の権利のための記念日です。

9月18日(木)～23日(火・祝)

ゆめぷらっと小城市に啓発コーナーを設けます
ぜひお立ち寄りください



今日からできる「配慮」

「合理的配慮」をご存じですか？

障がいのある人の社会的障壁（日常生活または社会生活を営む上で障壁となる社会における事物、制度、慣行、観念などをいう）を取り除くことが必要とされる場合に、可能な範囲で最大限提供されるべき配慮のことです。

私たちの周りでは、「見えない」「聞こえない」など、さまざまな障がいのある人が生活しています。

困っている人を見かけたら、まず声をかけ、相手の話をよく聞いて「何が必要なのか」確認しましょう

話しかけるときのポイント

ポイント 1

笑顔でゆっくり、やさしい口調で声をかけます。
例「何かお手伝いすることはありますか？」

ポイント 2

不快になるような言葉は使わないようにし、年齢に合わせた対応をします。

ポイント 3

声をかけ、相手の様子を見てから対応します。断られたときは、声かけをやめましょう。



共生社会の実現には一人一人の配慮や心がけが必要です。

問 高齢障がい支援課 ☎37・6108